

欧州難民危機以降の国民国家体制のレジリエンス ——西欧諸国におけるシリア難民に対する移民・難民政策のゆらぎ——

望月 葵*

Resilience of the Nation-State System after the Refugee Crisis in Europe:
Ambiguous Path of Immigration Policies on Syrian Refugees

MOCHIZUKI Aoi

Since the Syrian Civil War in 2011, many Syrians have been displaced from their homes and forced to live as refugees in their host societies until now. They dispersed not only into Syria's neighboring countries but throughout the world, guided by their connections to relatives, tribes, religions, and ethnicities. In particular, the flow of Syrian refugees has become a major social problem in Europe. This so-called "Refugee Crisis" has created cracks between those countries which accepted many refugees from a humanitarian aspect, such as Germany and Sweden, and countries which refused to welcome refugees such as those in East Europe; this shook the solidarity of the European Union (EU). In addition, the rise of Islamophobia and the concomitant rise of far-right political parties that claim to be anti-immigration are also important when discussing European immigrant policy.

This article focuses on the cases of Germany and Sweden, who are the major host countries, and discusses how their national regimes and immigrant policies affect their acceptance of Syrian refugees. Chapter 1 outlines how Europe responded to the Syrian refugee crisis during 2015–2016. Chapter 2 examines the relationship between immigrants and the welfare state regimes in Germany and Sweden. Finally, Chapter 3 discusses what kind of refugee-support activities are being undertaken in the field in Berlin and Stockholm.

はじめに——課題の所在

本論は、2011年以降のシリア難民問題を事例に、受入社会の移民・難民政策がどのように変容しているのかについて、特に西欧諸国における国民国家体制の在り方と連関させて明らかにすることを目的とする。

2011年のシリア内戦の発生以降、多数のシリア人が自分たちの故郷を追われて国外に避難し、現在に至るまで難民としてそれぞれの受入社会で避難生活を送っている。避難先は多岐にわたり、彼らは自身の帰属(親族・部族、宗教、民族など)の繋がりをたどってシリア周辺国のみならず世界中に離散した。とりわけ、シリア近隣諸国のほか、ヨーロッパ地域においてシリア難民の流入は大きな社会問題となった。ヨーロッパ諸国はドイツやスウェーデンのように人道主義的見地から積極的な難民受入を宣言した国と、イギリスやフランスのように消極的な対応を示した国に分かれ、ヨーロッパ連合(EU)の連帯に亀裂をもたらす結果となった。また、シリア難民を積極的に受け入れた国家においてもイスラモフォビアの高まりや、移民排斥をうたう極右政党の台頭が社会的な問題となっている。

このようにシリア難民をめぐる環境は、受入国の対応によって大きな影響を受けている。ドイツ

* 京都大学大学院アジア・アフリカ地域研究研究科

の社会学者である Ruud Koopmans は、ヨーロッパ諸国(英、独、仏、蘭、スイス、スウェーデン、オーストリア、ベルギー)を対象に、統合政策と福祉レジームがどのように移民・難民の社会統合に影響しているかについて検討している [Koopmans 2010]。それによれば、充実した福祉国家で、かつ多文化主義政策を採用する国(スウェーデン、英、蘭など)では相対的に移民と現地住民との間で居住分離が生じているという結果となった。これは、そのような国家では、移民がホスト社会に適応しようとしなくても十分な保障を受けることができ、生活の維持が可能となっているためである [Koopmans 2010]。それとともに、多文化主義が危機に直面しているという議論もしばしばなされるようになってきた [永吉 2020: 182]。さらに、非 EU 移民が社会的排除にさらされるリスクも、多文化主義政策を採用するスウェーデンやデンマークなどの方が高い確率となっている [永吉 2020: 183]。

ただし、この議論では、ヨーロッパ諸国内の移民社会の性質の差異に言及されていない。Koopmans は必ずしも移民の持つ文化的帰属の差異を無視しているわけではなく、ムスリムに対する権利に着目した国家間比較を行っており、国家がキリスト教をどのように認めてきたのかという歴史的背景が、他の宗教(イスラームなど)の権利がどの程度認められるかを規定していると結論づけている [Carol and Koopmans 2013]。ただし、この研究はデータがやや古く(最新で 2008 年のもの)、測定しているムスリムの権利は政治的権利を中心としている。実際に「権利」への着目だけでは、その社会の中でのイスラームの実態をつかむことができないため、文化的帰属の差異が移民の社会統合に及ぼす影響までは議論が及んでいない。

ムスリムが多数を占めるシリア難民にとって、受入国において自身の文化的、宗教的帰属がどのように担保されるのかは、彼らの生存基盤の根幹に関わる重要な論点である。Eghdamian は、国際的な難民支援の現場においてヨルダンを事例に、シリア難民の宗教的所属 (religious affiliations) が軽視されていると批判している [Eghdamian 2016]。また、Nawyn は難民の定住における組織的ネットワークの要素には 4 つあるとして、「移民の権利運動」、「移民の文化」、「福祉国家制度」の他に「市民生活における宗教」を挙げている [Nawyn 2006]。シリア難民問題を論じるにあたっては、受入国でどのように移民・難民が受容されてきたかという議論だけでなく、その国でイスラームがどのような連帯を持ち、新しい移民・難民を受け入れてきたかという議論を併せて論じていくことが重要である。

本稿では、シリア難民の主要な受入国であるドイツとスウェーデンを事例に、受入国の国家制度やその社会の移民・難民政策に着目し、何がシリア難民の受け入れに影響を与えているのかという問いについて考察を進める。

第 1 章では、欧州におけるシリア難民の受け入れの問題について論じ、ドイツとスウェーデンが 2015 年から 2016 年の時期にかけてどのようにシリア難民問題に対応したのかについてみていく。第 2 章では、移民と福祉国家レジームの関連性について、ドイツとスウェーデンを事例に考察する。第 3 章では、ベルリンとストックホルムをフィールドに、現地でどのような難民の受け入れをめぐる活動が行われているのかについて論じる。最後に、本論の結論を提示する。

1. 欧州のシリア難民への対応

2011 年にシリア内戦が始まって以降、600 万人を越える国内避難民と 550 万人以上の難民がシリアから発生している。国外に避難した者と国内避難民の数を合わせると、シリア国民全体の約半数が自身の安全を確保するために何らかの移動をしている計算となる。このシリア難民問題は近年

の難民問題の中でもとりわけ大きな関心を集め、国際社会が一丸となって解決に取り組むべき「危機」とされてきた。シリア難民を最も多く受け入れている地域はシリア近隣諸国であり、特にトルコが最大のシリア難民受入国となっている。2020年12月時点で約364万人ものシリア難民がトルコに避難しており、続いてレバノンに約88万人、ヨルダンに約66万人のシリア難民が今なお避難生活を余儀なくされている¹⁾。さらに、シリア難民問題はシリア近隣諸国に多大な影響を及ぼすだけでなく、ヨーロッパ地域をはじめとする国際社会全体に衝撃をもたらした。とりわけドイツはヨーロッパにおいて最もシリアからの難民申請者数が多く(2015年の庇護申請者数は約15.8万人)、現在に至るまでシリア難民の受け入れが続いている。また、歴史的に難民を多く受け入れてきたスウェーデンにおいても、その人口に比べて流入する難民の数が非常に高くなっている(2015年のシリア国籍者の庇護申請者数は約5万人)。

シリア難民問題が欧州に加速度的に波及していったのは2014年前後の時期であり、それ以前はトルコなどのシリア近隣諸国に避難するシリア難民が多かった。これらの地域に対して、EU諸国は2012年に2億3000万ユーロにのぼる援助を提供するなど[Miller 2017]、シリア難民問題に対して早期から人道支援を展開していた。しかし、より良い待遇を求めてヨーロッパを目指す難民が次第に増加し、シリア難民問題は「欧州難民危機(European Refugee Crisis)」に発展した。

特にドイツとスウェーデンの2ヶ国は2015年前後のヨーロッパを目指す移民・難民の大きな波のうねりの中で、難民の最終的な目的地として認識された。これに対して、ハンガリーなどの東欧諸国は最終目的国への中継地としての役割を果たしており、連日大勢の難民たちが目的地の国境を目指して道路を歩き、鉄道駅に寝泊りする様子がメディアで報道された。国内を通過する難民のあまりの人数の多さに、2015年5月にはハンガリーがセルビアとの国境に違法入国を防ぐためのフェンスを設置し、また、同年8月にはマケドニアが非常事態宣言を発表するなど事態は深刻化していった。

シリア難民問題の大きなターニングポイントとなったのは、2015年9月に地中海を渡航しようとして海難事故で亡くなった難民の少年の遺体写真が世界中で報道されたことである。この報道をきっかけに、ドイツのメルケル首相をはじめとするEU各国首脳がシリア難民受け入れに積極的な姿勢を示したために、2015年初頭には1万人に満たなかった難民が、2015年10月には22万人を超えてヨーロッパに押し寄せることとなった。

この難民危機がヨーロッパにもたらした影響の中で重要な点は、域内におけるヒト、モノ、カネ、サービスの自由移動をもたらしてきたヨーロッパの地域統合の流れに疑問符が投げられたことである。とりわけ域内国境を撤去することで加盟諸国内の人の移動を完全に自由化することが目的とされていた「シェンゲン協定」と難民が最初に到着した国が庇護申請を管理するというダブリン規則が、難民の大量流入によって機能停止する事態となったことは、これまでのヨーロッパ地域統合の流れ²⁾に逆行する動きであった。その後、EU諸国は難民の受け入れの負担分担に関して積極

1) シリア難民の各国の受入人数は、UNHCRのウェブサイト「Operational Portal: Refugee Situations」<<https://data2.unhcr.org/en/situations>>を参照した。

2) ヨーロッパの地域統合の大きな目的として、常にドイツ問題に関わる安全保障の問題をヨーロッパで管轄することと、経済市場の統一があった。1992年、マーストリヒト条約締結によって、(1)単一市場の創出、(2)共通の司法・行政の整備、(3)共通の外交・安全保障政策の3つの政策の柱が謳われた[カースルス&ミラー 2011]。この動きと並行して、域内の国境を撤廃して権利としての自由移動を認めるシェンゲン協定(第2次シェンゲン協定)が1990年に締結、1995年に発効した。その後、同協定はアムステルダム条約によってEU法の中に組み込まれ、シェンゲン協定に基づくEU域内の自由な移動は、ヨーロッパ統合を象徴するものとなった。また、難民の受け入れに関するダブリン規約が定められ、EU域内の移民・難民政策は国家レベルではなくEU連合の管轄下に置かれることとなった。

的なドイツらと反対した東欧諸国の間に対立が生じ、EU 内の亀裂が露わとなった。ヨーロッパが戦後構築してきた統合の理念の象徴たるシェンゲン協定やダブリン規約は、シリア難民危機によってその脆弱性が露呈した。

さらに、多数の難民が押し寄せる状況の中、EU 域外との国境管理において「望ましい」難民の選別が実施されているとの批判の声が上がっている〔久保山 2017; 堀井 2017〕。例えば、EU の国境警備の共同作戦「第二次ヘラ」では、EU 域内の地中海諸島に密航船が到達する前に追い返すというプッシュ・バックが行われており、これは難民保護の義務を損ねる行為として問題視された〔堀井 2017〕。また、EU 諸国に難民の受け入れの分担を行う難民割当 (quota) 制度においても、加盟国が自国に受け入れる難民の条件を選別する余地があるとして批判されている〔堀井 2017〕。

また、受け入れる難民の選別は各国の時の政府の意向に大きく左右される。当時シリア難民の受け入れについて非常に積極的な姿勢を見せたドイツのメルケル首相は、2015 年 8 月 31 日の記者会見で、難民問題について「Wir schaffen das (われわれはできる)」という非常に有名なフレーズを残した。9 月に入って難民の少年の遺体写真が報道された直後には、メルケル首相はフランスのオランド大統領 (当時) やイギリスのキャメロン首相 (当時) と同様に、積極的な難民の受け入れを表明した。このようなドイツの積極的な受け入れ姿勢の背景には、人口の高齢化に悩むドイツにとってプラスの経済効果をもたらす労働力としての難民への期待があった〔Zeit Online 2016〕。

しかし、このような難民歓迎の機運は、国内での批判を受けてあっという間にしぼんでしまうことになった。2014 年 11 月以降、ドイツ政府はシリア難民を無条件で条約難民として認定する措置をとっていたが、2016 年 1 月には難民認定に際してシリア難民に対する個別審査が再開された〔久保山 2017〕。これによって、庇護申請の時期によって難民が取得できる法的ステータスが異なってしまう状況となっている。また、ドイツが主導して EU とトルコとの間で合意が成立し、2016 年 3 月 20 日以降にギリシャに入国したシリア難民はトルコに送還されることが決定した。見返りとしてトルコは、EU 加盟交渉の再開と 60 億ユーロの経済援助を手にした〔遠藤 2016〕。この合意により、EU 諸国への難民の流入数は 2015 年以前の数値にまで減少したものの、これは従来の難民政策のように難民を発生国の周辺国に押し留めているに過ぎない結果となった。また、EU 諸国内においても各国の難民政策にばらつきがあるため、地域的コンセンサスが欠如したまま流入数を制限したことによって、結果的に多くの難民が第一庇護国のキャンプなどで滞留難民となったまま放置され (あるいはノン・ルフルマン原則によって不安定な身分のまま保護を受け)、そこでの適切な生活水準が保障されず、就労や教育、福祉へのアクセス権が限定されるなどの人権侵害を被っているまま、現在に至っている。

ドイツと同様にシリア難民問題の初期からシリア難民の受け入れについて寛容な姿勢を見せてきたスウェーデンも、2015 年の秋以降には難民の流入を抑制する方針へと転換していった。2013 年 9 月にシリア難民に対して永住権を付与することを決定したスウェーデンだったが、2015 年 10 月 23 日に左翼党とスウェーデン民主党³⁾を除くすべての政党の合意により、一部の例外を除いて難民に対して一時的な滞在許可を付与するようにルールが厳格化された〔Bech et al. 2017〕。さらに、同年 11 月 24 日に社会民主党と緑の党が難民の流入制限を発表し、他の EU 諸国が難民の受け入れの負担を引き受けるべきであると説明した。さらに 2016 年になると、国境審査が再び導入される運びとなり、第三国定住や EU の難民割当制度による難民以外の流入を制限する政策がとられた。

3) 左翼党は会議への不参加を決定し、スウェーデン民主党は会議に招かれていなかったため、合意に参加していない〔Bech et al. 2017〕。

これらの事例から、難民の受け入れに際して時の政策決定者の意思が多分に介入することが見て取れる。2015年、ドイツとスウェーデンの両国は多くのシリア難民を受け入れ、難民としての庇護を付与した一方で、想像以上の難民が流入する事態となると方針を転換し難民の流入を制限する政策をとった。つまり、「誰を受け入れるのか」という基準は非常に流動的であり、国内政治によって左右される。今回の「難民危機」によって国境管理レベルは再び引き上げられ、国民国家体制の基盤が再度強化されることとなり、今まで拡大されてきた「移動の自由」の在り方が再考されている。

2. 移民・難民と福祉レジーム

第1章では、シリア難民問題の経過とヨーロッパ諸国の対応について概観し、その際にEU域内に入る前の段階で難民の選別が行われていることについて述べた。しかし、国境管理上の「誰を受け入れるのか」という問題は、難民が国境を越えて国内に迎え入れられた後も「誰を自国の市民として受け入れるのか」という次段階の選別に形を変えることとなる。本章では移民・難民のシティゼンシップと深く結びついた議論として福祉レジーム論に着目したい。

ヨーロッパの移民・難民政策の差異はしばしば福祉レジーム⁴⁾の差異から説明されてきた[Sainsbury 2012: 2]。福祉レジームの類型化について最も大きな貢献をなしたエスピン＝アンデルセンは、福祉レジームを「自由主義的」、「コーポラティズム的(保守主義的)」、「社会民主主義的」の3つに分類している。アメリカ、カナダに代表される自由主義的福祉国家は、最低限の社会保険を行い、低所得の労働者階級への給付を行う点が特徴である。エスピン＝アンデルセンによれば、「このタイプのレジームは脱商品化⁵⁾効果が最小限となり、一連の社会権は実質的に抑制される」[エスピン＝アンデルセン 2001: 29]。次に、ドイツ⁶⁾やフランスに代表されるコーポラティズム的(保守主義的)な福祉レジームは、自由主義的福祉レジームと比較して広く社会権を保障するものである。主な特徴として、このレジームにおける権利は階級や職業的地位に付随して付与されるものであるという点が挙げられる[エスピン＝アンデルセン 2001: 29]。一方で、このレジームは財の再分配についてはあまり重点を置いていない。最後に、スウェーデンなど北欧諸国に代表される社会民主主義的福祉国家は、高い水準での平等を目指す傾向にある。このようなレジームでは、富裕層が享受する権利やサービスと同様の水準のものを労働者にも保障するように志向される。また、社会民主主義的レジームは福祉労働と融合しており、完全雇用の保障が重要視される[エスピン＝アンデルセン 2001: 31]。

以上のような福祉レジームの類型と、移民政策レジームとを対応させると、おおむね次頁の図のような類型化をすることができる。

このような従来の福祉レジームは国民国家を前提とした制度であり、国民をメンバーとして発展し、その社会政策はアイデンティティ形成のための装置としての役割を果たしてきたため、「国民」ではない移民の存在は想定されてこなかった[日野原 2019]。しかしグローバル化の結果、人の移動は以前よりも一層自由かつ容易となり、より多くの人が日々国境を越えて移動する時代となった。

4) 福祉国家の定義について、鎮目・近藤[2013: 3]は「主として所得保障や社会サービスを用いて、出生から死亡までの生活上のリスクに対応し、国民の生活を安定させるために資源の再分配を行うという現代国家の在り方を指す」としている。また、「提供主体は国家に限らないため、福祉レジームとも呼ぶ」[鎮目・近藤 2013] ことを受けて、本稿では主に福祉レジームの呼称を用いている。

5) 脱商品化とは、国民が仕事や所得、一般的な厚生を喪失することなく労働から自由に離脱することができる程度、つまり労働市場への依存の程度を意味する[鎮目・近藤 2013: 7]。

6) 先行研究では保守主義型レジームの代表格としてドイツを取り上げることが多いが、その内実を観察すると単なる保守主義型性格だけでなく社会民主主義型レジームや自由主義型レジームの特徴も併せ持っていることが指摘されている[近藤正基 2013]。

図 福祉レジームと移民政策レジームの類型化

国名	福祉レジーム	移民政策レジーム
アメリカ	自由主義 ニードにもとづく権利	包括的 出生地にもとづく権利
ドイツ	保守主義 労働にもとづく権利	排他的 血統にもとづく権利
スウェーデン	社会民主主義 市民権にもとづく権利	包括的 居住にもとづく権利

[Sainsbury 2006: 231] を参考に、筆者作成

特にヨーロッパは地域統合を強力に推進し、シェンゲン協定によって国境審査を撤廃し、人の自由な国際移動を実現している。それによって、「福祉国家のメンバーシップに直結する概念として理解される市民権 (citizenship) 概念についても、国民国家を前提とした位置づけに再考が迫られ」[日野原 2019: 2] ることとなった。渡辺によれば、「移民と福祉国家の関係は両義的」であり、移民を福祉レジームの恩恵を享受するフリーライダーとみなして批判する声がある一方で、介護や家事代行業などのサービスにおいては移民がその担い手となっている側面がある[渡辺 2013: 211]。

すなわち、福祉レジームは国家が付与する社会的権利に大きく関係するという点において、移民・難民の生存基盤に重大な影響を及ぼしている。次に、伝統的に異なる性質の福祉レジームに属するドイツとスウェーデンの2ヶ国が、どのように移民・難民に対応してきたのかについて述べる。

(1) ドイツ

ドイツは第二次世界大戦後に多数の外国人労働者を受け入れ、彼らへの社会的権利の付与を拡大していく形で福祉レジームを発展させてきた。とりわけ外国人労働者(ガストアルバイター)の受入れと、彼らが呼び寄せた家族の受入人数は顕著であり、ドイツ政府は伝統的に「ドイツは移民国家ではない」と主張してきたものの、1990年代初頭にはすでに事実上の主要な移民受入国の1つとなっていた。ドイツの福祉レジームは労働のパフォーマンスが福利厚生へのアクセスに深く影響しており、それゆえにドイツの福祉国家の強い労働志向は労働移民の存在とうまく合致して外国人労働者の社会的権利を高める結果となった[Sainsbury 2006; 2012]。アメリカなどと比較して、ドイツでは外国人労働者が多くの社会的資格を得ており、健康保険や年金、障害給付、失業保険、児童手当の対象となった。ただし、給付はドイツにもたらした利益(とその期間)によって規定されたため、必ずしもドイツ人と同等とは限らなかった。また、庇護申請者は保険給付へのアクセスに制限があるものの、憲法上のあるいは条約難民のステータスを獲得すると、幅広い福祉給付や家族との再会の権利、無制限の居住許可、無制限の労働許可を得ることができることも特徴である。

ただし、いずれ祖国に帰還する外国人労働者ではなくドイツに定住する移民へのシティズンシップの付与という点については、1999年に国籍法⁷⁾が改正される⁸⁾まではシティズンシップは血統主義的でエスニシティに基づいており⁹⁾、非常に排他的なものであった[Sainsbury 2006: 234]。2005年に新しい移民法(Zuwanderungsgesetz)が施行され、ドイツが「移民国」として「外国人」政策か

7) この改正によって、これまでよりも帰化が容易となったが、これは期限立法であったため、戦後ドイツが国家的に募集して受け入れた外国人労働者とその家族にのみ適用するものであった[梶田 1993: 64]。

8) この法は2000年に施行された。

9) [梶田 1993]によると、ドイツにおける民族とナショナルな意識の基底には、ドイツ国民の定義としてフォルク(Volk)の概念が強く存在している。なお、Volkは日本語で言うところの民族、国民、民衆などの複数の意味を持つ語である[宮島 2004]。なお、スウェーデン語ではfolkという語が使われており、これはドイツ語のVolkと語源を同じくする[ハンマー 1999: 230]

ら「移民」政策に転じた[岡本 2019: 53] 後も、このドイツの排他的な性質は残っており、ドイツの移民・難民受入政策は「制限的な編入レジーム (a restrictive incorporation regime)」に基づいている[Sainsbury 2012: 55]。この移民法は積極的な移民受け入れを目的とするものではなく、移民の管理と制限を目的とするものとなっている[佐藤 2014: 313]。

移民とは異なり、難民の受け入れについてはドイツの憲法に相当する基本法第 16 条第 2 項に規定された「庇護権」に基づいて第二次世界大戦後から実施されてきた。この条項が制定された背景には、ナチス・ドイツがもたらしたユダヤ人迫害などの悲劇に対する強い反省が存在している。これによって戦後まもなくから「アウスジードラー (Aussiedler)」と呼ばれるドイツ系帰還民らが受け入れられてきた。しかし、1980 年代から 90 年代にかけて東欧などの社会主義国の解体や中東地域などの紛争によって庇護申請者が激増したことでドイツ国内の一部の人々における「外国人嫌い」につながり、反外国人的な暴力事件が頻発することとなった。こうした庇護申請者に対する反感を背景に、1993 年に保守派の与党が押し進める形で基本法第 16 条を改正して新たに第 16 条 a を追加し、安全な第三国からの入国者には庇護権の適用を認めない等の難民受入制度を厳格化する結果となった。

ここで重要な点は、国家が移民・難民の受け入れにやや排他的な対応を取ってきた一方で、草の根のレベルにおいては難民支援が展開されてきたことである[昔農 2016; 2019]。福祉団体や宗教組織などの中間団体が移民のドイツ語教育などを含む福祉事業に携わっており、移民の権利保障に貢献してきた[昔農 2016]。これは、ドイツの福祉レジームの特徴として、北欧型福祉国家と異なっている点である[近藤 2015: 60]。

(2) スウェーデン

他方、スウェーデンの福祉レジームは脱商品化が最も進み、社会的な階層分化が抑制された社会民主主義的性格を強く有しているとされる[渡辺 2013]。スウェーデンにおいて給付は課税によって賄われており、拠出金の負担は雇用主となる。その特徴的な点は、完全雇用とすべての人に労働の権利を付与することを目標としていることにあり、それに当てはまる形で移民政策も包括的な性格となっており、居住地に基づいて権利を付与している[Sainsbury 2012: 84]。各種給付、国民健康保険、児童手当、住宅手当および社会的支援については、短期間の居住の後に移民にも適用される¹⁰⁾。

公的な労働移民の受け入れ自体に関しては、スウェーデン政府は 1972 年に停止措置をとっており、その後は難民の受け入れが主流となっている。一方で、移民へのシティズンシップの付与については、スウェーデンは非常に包括的で寛容な政策を展開してきた。1972 年には、「平等、選択の自由、パートナーシップ」の概念によって導かれる包括的な「移民とマイノリティの政策」が、スウェーデン議会において満場一致で承認された[Borevi 2014: 710]。さらに 1975 年には、移民は地方選挙での投票および立候補する権利を獲得した。さらに、スウェーデンにおいて帰化の条件は比較的自由であり、帰化率は高くなっている[Sainsbury 2012: 85]。また、政府は地方自治体と共に統合の取り組みに参加するように自治体内に存在する全ての政府機関に要求しており、これは難民の受け入れと統合に関する政府と自治体の取り決めとなっている[Valenta and Bunar 2010: 473]。

このようなスウェーデンの政策は、労働移民は国民と同じ基準で福祉国家のメンバーシップに即

10) 移民・難民に住居などの権利が保障される一方で、他の市民と比較して非常に低い生活水準であることが指摘されている[Valenta and Bunar 2010: 470]。

座にアクセスできるようにするべきであるという原則に基づいており、戦後のスウェーデンの福祉国家自体が国内在住者全体に及ぶナショナル・アイデンティティの醸成を促進することを目的とする統合プロジェクトであった [Borevi 2014: 710]。1970年代のスウェーデンの移民政策には先進的な多文化主義的目標が含まれており¹¹⁾、移民のエスニック・アイデンティティを承認し支援する方針がとられていたものの、1980年代になるとそのような方針に対して批判的な評価がなされることとなり、スウェーデン政府は自国の移民政策について集団的アイデンティティを支援することを目的していないと宣言するに至った¹²⁾ [Borevi 2014]。ただし、母語教育や移民組織への支援などは移民の文化的アイデンティティを保持することを支援するとして続行された [Borevi 2014]。

(3) 移民・難民の帰属としてのイスラーム

ドイツにおけるトルコ系移民など、ムスリム移民の存在は近年のヨーロッパの政治的なイシューであり続けている。そのため、9.11同時多発テロ事件などでムスリムが注目される度に、自国内のムスリムの存在が取り沙汰されてきた。2010年10月、ドイツのメルケル首相がドイツの多文化主義は失敗したという旨の発言をし、エスニック・マイノリティ集団はより統合される必要があると述べたことで国内のムスリム移民の議論が再燃した [Hackett 2013: 6]。

またスウェーデンでは、シリア内戦勃発後は外国人戦闘員としてイスラム国に参加するスウェーデン人の存在が問題視された [Larsson 2018b]。このように、「イスラームを中心とする強度な宗教性は、世俗化とともに民主主義社会が形成されてきたヨーロッパ近代に対する挑戦」[近藤孝弘 2013: 4]とする見方がある一方で、イスラームは移民・難民を受入社会に包摂するためのかすがいとなる役割を持っている点も見落とすことができない。

このムスリム系移民・難民の社会的統合において、特に教育の場が重要となっている。ドイツの独立移民委員会の2001年の報告書では、就学前教育、学校、家庭と並んでイスラームの4つの観点から施策が示された [伊藤 2013]。2007年のドイツの国家統合計画においては多文化主義的教育がイスラモフォビアを弱めることに役立つと提言された [Hackett 2016: 157]。また、教育現場におけるスカーフの着用についてもしばしば議題に上がっている。他方、スウェーデンにおける特徴はイスラーム的な私立あるいは無料の学校が設立されており、それらの学校が国のカリキュラムに従いながら、宗教について学ぶことができる¹³⁾点である [Larsson 2018a]。ただし、スウェーデンにおいては公平な宗教教育を行う必要があり、イスラームに限定した教育を行うことはできない [Larsson 2018a]。また、2001年にイスラミック・レリーフ (Islamic Relief) などのスンナ派イスラーム組織の主導でイブン・ルシュド学習協会 (Ibn Rushd Studieförbund) が結成され、2008年には政府が支援する学習協会となった [Harding 2013: 346–347]。[Harding 2013]によると、イブン・ルシュド学習協会の中心的役割とは、様々なイスラーム諸国のバックグラウンドを持ちつつ現在スウェーデンに住んでいる大勢の「スウェーデンのムスリム (Swedish Muslim)」を単なる数以上のものとして捉えることであり、同協会の代表者らは「スウェーデンのムスリム」を共通のアイデンティティとして理解している。

11) これはスウェーデン最北部のラップランド地方等に居住する先住民族のサーミン人 (Samer) に対して以前に実施されていた「スウェーデン化」政策を回避することを目指す意図があり [Borevi 2014: 710]、同化政策から多文化主義政策への転換であった [Valenta and Bunar 2010: 468]。

12) 1986年の政府議案においては、移民は個々に社会の正式なメンバーとして統合されるべきであるとされた [Borevi 2014: 714]。

13) 2014年時点で9つのイスラーム系学校が認可されており、ムスリムの学生にとって教育の選択肢の幅は広がっているが、依然として多くのムスリムの子どもたちは市立学校に通っている [Larson 2018a: 2018b]。

このように、イスラームは移民・難民らが帰属する共同体として受入社会の中で機能しており、宗教実践や教育などを通じて現地社会に移民・難民を包摂する足掛かりとなっている。

ここで小括すると、ドイツとスウェーデンの移民・難民受け入れの歴史的経緯には、多くの類似性が認められる。両国ともに第二次世界大戦後から難民や亡命者を受け入れており、また外国人労働者が多く流入したものの、1970年代に歯止めをかけるため公式の労働者の受け入れが制限されており、それ以降は難民中心の受け入れにシフトしていった。つまり、両国ともに移民の構成が労働移民から庇護申請者や難民に変化したことにより、社会扶助給付の重要性は増している。また、スウェーデンとドイツにおける移民の社会的権利は自由主義的福祉国家であるアメリカよりも広く認められている。しかしその性質には重要な違いがあり、ドイツでの移民の権利は労働者の権利より派生したものであったが、スウェーデンの場合は個人の人權である[Sainsbury 2006: 238]。市民性教育という観点から両国を比較すると、スウェーデンなど北欧諸国では福祉国家の主たる課題として社会的に周辺化されている移民などの包摂が挙げられ、彼らが積極的に社会参加できるような意欲と能力の養成が目指される一方で、ドイツは移民を貧困と格差の視点から捉えて彼らの政治的価値観や民主主義に関する知識の不足が強く意識されており、政府は積極的に市民性教育にかかわっている[近藤孝弘 2013]。

しかし、このような充実した「包摂的」な福祉国家においてこそ、むしろ排外主義が生じているという矛盾が指摘されている[水島 2006]。先述した通り、Koopmans は多文化主義を推進する国家ほど居住区の分離が進み、社会的統合が弱くなることを指摘している[Koopmans 2010]。また、より平等な高福祉の提供を目指す福祉国家ほど、移民をフリーライダーとして批判する「福祉排外主義」(welfare chauvinism) が台頭しているという問題がある[渡辺 2013; 挽地 2015]。このような福祉排外主義者たちは、エスニシティに基づいた再分配を要求している。

3. 受入政策の実践——ベルリンとストックホルムの事例から

第2章では、移民・難民がドイツとスウェーデンにおいてどのような原理に基づいて社会的権利を獲得できるのかについて論じた。この原理は、シリア難民の受け入れについても同様に作用していると考えられる。例えば、社会的利益を受ける権利を付与するのと引き換えに労働市場への参加を求めるドイツの福祉国家としての原則[Sainsbury 2012: 56]は、シリア難民らに対して社会的統合と労働市場への積極的な参加を求める政策に表れている。

2016年8月、難民の統合を促進するための統合法が施行されたが、難民に対する必要最低限の保障(住居、医療、支援金など)を行う一方で、職業訓練や語学学校に参加しない場合には享受できる利益が減少することが定められている。

このように上からの統合政策は福祉レジームの枠組みの中で展開しているが、より難民の生活に密着した自治体レベルの社会的包摂はどのように実践されているのだろうか。本章では、ベルリンとストックホルムを事例に、移民・難民の「帰属」がどのように社会的包摂と関わっているのかについて考察する。

3-1. 言語

筆者が実施したフィールド調査¹⁴⁾より、ストックホルムやベルリンの公立図書館の多くが多言語

14) 2019年9月30日～12月24日にかけて、スウェーデンとドイツを含むヨーロッパ5ヶ国にてフィールド調査を実施した。

に対応していることが明らかとなった。とりわけ、スウェーデンの政策は移民の言語や文化の保持を公的政策に取り込み、多文化主義的とされている〔近藤 2020〕。筆者もストックホルムの公立図書館では、館内の利用や注意書きをスウェーデン語、英語、アラビア語で提示していることが観察できた。また、館内には多言語の書籍が並んでおり、アラビア語だけでなくクルド語、アルメニア語などの書籍や雑誌、絵本が置かれていた。館内掲示板にはスウェーデン語のスピーク・カフェの勧誘や、アラビア語によるピラも貼られており、公立図書館が地域の住民間交流を促進する場として機能していることがうかがえた。

一方、ベルリン市内の公立図書館ではアラビア語による利用案内の設置は見受けられなかったものの、アラビア語を含む複数の言語の書籍・絵本が貸し出しされていた。また、ベルリン州立図書館にはアラビア語図書室である「Baynatna」が併設されており、建物の一室がアラビア語専用の図書室として活用されていた。「Baynatna」はシリア難民によって事業がスタートし、金曜日から月曜日の間の15時から20時まで開館している。3000冊の蔵書はすべて寄付によるもので、小説や詩集、語学書、政治関連の図書が置かれていた。

自国の言語の保持は難民にとって自身のアイデンティティに関わる重要な要素として認識されている。シリア難民によるアラビア語の保持のための活動としては、スウェーデンのマルメ大学の一角で実施されているシリア難民による幼児向けアラビア語教室〔The Local 2016〕などが挙げられる。



写真1 Baynatnaの看板
(2019年10月15日、筆者撮影)

3-2. 仕事・ボランティア

難民自身の持つアイデンティティに着目した支援活動は、多岐に及ぶ。例えば、ベルリンの博物館をシリアやイラクからの難民がガイドするプロジェクト「Multaka: Treffpunkt Museum」は難民自身の文化的帰属を生かし難民と博物館の訪問客を結ぶプロジェクトとして展開されている。このプロジェクトは2016年の「Award for Cultural Projects with Participation of Refugees」でも優秀賞を受賞した。筆者は2019年10月にベルリンのベルガモン博物館のイスラーム美術をめぐる「Multaka」のツアーに参加した。その際は筆者と20人ぐらいの団体観光客と思われるムスリマ女性に、男性ガイドが30分程度で一連のイスラーム美術品をアラビア語で解説してくれた。

その他に最近脚光を浴びてきているのは、難民起業家たちの存在である。難民の起業(Refugee Entrepreneurship)は難民の経済的統合の1つのモデルとしてみなされており、難民の雇用や自身の価値の創出といった点で重要である〔Heilbrunn et al. 2019〕。この分野の研究はまだ少ないものの、〔Embricos 2019〕や〔Freudenberg 2019〕などドイツの難民起業家に着目した研究が積み重ねられてきている。例えば、〔Freudenberg 2019〕はドイツのハンブルクで事業が始まった「FlüchtlingMagazin (Refugee Magazine)」という難民のための情報マガジンを事例に取り扱っており、インタビュー調査からこういった難民による起業はしばしば難民の統合のサポートをすることを目的としていることを述べている。

3-3. モスク

最後に、モスクなどの宗教団体がどのように社会的包摂に取り組んでいるのかについて述べる。

先行研究において、多文化主義的な政策をとる国ほど現地住民と移民との間の居住分離の程度が大きい[Koopmans 2010]とされるが、ベルリンとストックホルムのモスクの位置を比較すると移民をとりまく都市形成過程に大きな差が見受けられた。ベルリンの場合、市内にモスクが点在しており、特にムスリム系移民の多い Kreuzberg 地区、Neukölln 地区にモスクが集中している。トルコ系モスクはトルコ語による表記がされており、その他のモスクとのすみ分けが緩やかに存在している。また、周辺には通称「アラブ通り (Arabische Straße)」等があり、アラブ系、トルコ系の店が立ち並んでいた。一方、ストックホルムの場合は、モスクは基本的に郊外に点在しており数も少ない。郊外に行くと駅前にアラブ系の店が立ち並んでいる場所もあったが、基本的に小規模であった。



写真2 ベルリン市内に立ち並ぶアラブ系店舗
(2019年10月31日、筆者撮影)



写真3 ストックホルム郊外の駅前の様子
(2019年10月2日、筆者撮影)

モスクでの聞き取り調査より、現在に至るまで組織的な難民支援を実施しているモスクはあまり多くなく、何かしらの困難を抱えた難民がモスクに助けを求めてやって来た時に、臨機応変に難民のニーズに対応していることが伺えた。例えば、食事の提供や物資の支援、サダカ(喜捨)、シャワーの提供が挙げられる。他には、支援に関する情報の提供や、支援を受ける手続きのための通訳をしているモスクも見られた。モスク関係者へのインタビュー調査では、こうした活動はシリア難民への支援活動として実施されているわけではなく、貧しい者や困難を抱える者に対して救いの手を差し伸べるイスラームの倫理からなされる行為であり、通常の宗教実践との差異は無いと考えられていることが分かった。

その中で、明確に難民支援を打ち出したプロジェクトを行ったモスクも存在した。例えば、ベルリンのノイケルン地区に位置するあるモスクでは、モスク主導の社会統合への取り組みとして難民を対象としたプログラム「mit HERZ & SEELE: Haus des Friedens」¹⁵⁾が実施されていた。このプログラムでは、2015年から2017年にかけて難民のプライマリーケアだけでなく、難民フェスタの開催や地域のマイノリティの権利の啓蒙キャンペーンへの参加、地域の対話の場としてのモスクでの集会や難民を対象とした食事会を開催しており、地域における難民の社会への包摂を目指して積極的に活動を行っていた。

15) 英訳すると “with HEART & SOUL: The House of Peace”。



写真4 ノイケルン地区にあるモスク
(2019年10月31日、筆者撮影)

また、スウェーデンのストックホルム・モスクはカタリーナ教会と合同で難民支援プロジェクトを展開した。ストックホルム・モスクとカタリーナ教会は同地区に位置するいわゆる「ご近所さん」の関係にある。彼らはスウェーデンに大量の難民が到着するようになると、難民に一時的な寝床や食料を提供し、教会でイスラームの礼拝を行うなど、宗教を越えて協力し合い、シリア難民の受け入れを行った。プロジェクト名の“Goda Grannar”とは、スウェーデン語で「よき隣人」という意味である。また現在は、スピーク・カフェや難民・庇護申請者らの相談事業を行っている。さらに、2017年には教会によるスウェーデンの武器輸出反対と難民への人道支援を呼びかけるプロジェクト「Katarinauppropet」にストックホルム・モスクが署名し、ストックホルム・モスク、カタリーナ教会、Islamic Reliefによる協力関係が築かれることとなった。

「難民危機」に瀕するヨーロッパにおいて、モスクや宗教的組織が果たした役割は難民支援だけではなかった。2014年頃を境に、イスラモフォビアの高まりなどを受けて、ムスリムの安全保障をめぐる問題が先鋭化していった[Rohe 2018; Larsson 2018d]。ドイツでは「難民危機」を境に、アラブ系モスクの政治的重要性が高まっていることが指摘されている[Rohe 2018; Larsson 2018d]。とりわけ、イスラーム的組織間の協力関係が拡大していき、2015年には初のムスリム組織間のミーティングの実施が注目を集めた。スウェーデンではISやヌスラ前線(当時)に外国人戦闘員として参加するスウェーデン市民の存在が問題となり、イラクやシリアでの内戦をきっかけにスウェーデン国内のムスリム組織と海外の組織(例—ムスリム同胞団)との間で連帯が強調されるようになるなど、イスラーム的組織の活動が活発化した。



写真5 プロジェクトのパンフレット

結論

本稿の目的は、2011年以降のシリア難民問題を事例に、受入社会の移民・難民政策がどのように変容しているのかについて、特に西欧諸国における国民国家体制の在り方と連関させて考察することであった。第1章では、ドイツやスウェーデンが2011年から2015年頃にかけて非常に積極的な政策を採用したにも関わらず、その後難民の数の多さから政策を厳格化した経緯について述べた。このことから、難民受入政策は常に受入国の国内政治の動向に左右され、政策の転換によって得られる法的地位や支援が受入時期によって異なってしまうという問題点を指摘した。「欧州難民危機」は地域統合を促進してきたヨーロッパ地域に国民国家体制の在り方を再び問いかけるきっかけとなった。移民・難民の流入の影響もあってイギリスがEUから脱退したことは記憶に新しい。

また第2章では、ドイツとスウェーデンの双方の移民・難民政策が歴史的に各々の福祉国家レジームと不可分な関係にあることを論究した。それゆえ、互いに広く移民・難民の権利を保障する制度を有していても、その制度の形成過程はかなり性質の異なったものとなっている。さらに第3章では、ストックホルムとベルリンの間では、居住区の分離について明らかな差があることを現地調査から明らかにした。調査からは、難民の言語や文化などの帰属に基づく支援が社会の中に広まっており、また、受入社会においてオールド・カマーである移民・難民たちが築いてきたイスラームという共同体が、シリア難民の受け入れと社会的統合において重要な門戸として機能していることが明らかとなった。

* 本論文は日本学術振興会の特別研究員奨励費(研究課題「シリア難民の離散と定着化の比較研究:ヨルダンとドイツでの帰属・生存戦略に着目して」)(課題番号:19J20615)の助成を受けて執筆したものである。

参考文献

<日本語文献>

- エスピノーアンデルセン, G. 2001『福祉資本主義の三つの世界——比較福祉国家の理論と動態』(岡沢憲美・宮本太郎監訳) ミネルヴァ書房。
- カースルズ, S., M. J. ミラー 2011『国際移民の時代〔第4版〕』(関根政美・関根薫監訳) 名古屋大学出版会。
- ハンマー, トーマス 1999『永住市民(デニズン)と国民国家——定住外国人の政治参加』(近藤敦監訳) 明石書店。
- 伊藤亜希子 2013「ドイツにおける参加を通じた移民の統合」近藤孝弘(編)『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会, pp.216–230。
- 遠藤乾 2016『欧州複合危機——苦悶するEU、揺れる世界』中央公論新社。
- 岡本菜穂子 2019『ドイツの移民・統合政策——連邦と自治体の取り組みから』成文堂。
- 梶田孝道 1993「ヨーロッパ・アイデンティティと国民意識のあいだ——『国籍』と『欧州市民権』をめぐる問題」樺山紘一・長尾龍一(編)『ライブラリ相関社会科学1 ユーロッパのアイデンティティ』新世社, pp.59–76。
- 久保山亮 2017「ヨーロッパの難民受け入れと保護に関する現在の課題——『難民危機』という神話を超えて」駒井洋監修・人見泰弘(編)『移民・ディアスポラ研究6 難民問題と人権理念の危機——国民国家体制の矛盾』明石書店, pp.150–177。
- 近藤敦 1999「国籍と外国人の『市民権』——国籍・居住権・社会権・経済的権利・政治的権利の比較」『エコノミクス』4(2), pp.89–120。
- 2020「民主主義諸国における移民の社会統合の国際比較——権利レベルと実態レベル」錦田愛子(編)『政治主体としての移民／難民——人の移動が織り成す社会とシティズンシップ』明石書店, pp.31–64。
- 近藤孝弘 2013「揺れる国家と市民性教育」近藤孝弘(編)『統合ヨーロッパの市民性教育』名古屋大学出版会, pp.1–18。
- 近藤正基 2013「ドイツ——変わりゆく保守主義型福祉国家」鎮目真人・近藤正基(編)『比較福祉国家——理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房, pp.224–243。

- 2015「保守主義レジームから変化するドイツ」新川敏光(編)『福祉+α⑧ 福祉レジーム』ミネルヴァ書房, pp.59–70.
- 佐藤成基 2009「国民国家と移民の統合——欧米先進諸国における新たな『ネーション・ビルディング』の模索」『社会学評論』60(3), pp.348–363.
- 2014「移民政策」西田慎・近藤正基(編)『現代ドイツ政治——統一後の20年』ミネルヴァ書房, pp.293–320.
- 佐藤麻理絵 2018『現代中東の難民とその生存基盤——難民ホスト国ヨルダンの都市・イスラーム・NGO』ナカニシヤ出版.
- 鎮目真人・近藤正基 2013「福祉国家を比較するために」鎮目真人・近藤正基(編)『比較福祉国家——理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房, pp.1–19.
- 清水謙 2019「スウェーデンにおける移民・難民の包摂と排除——スウェーデン民主党の中道政党化をめぐる」宮島喬・佐藤成基(編)『包摂・共生の政治か、排除の政治か——移民・難民と向き合うヨーロッパ』明石書店, pp.83–110.
- 昔農英明 2011「リベラルな移民国家における難民保護の質的変容——ドイツの事例から」『移民政策研究』3, pp.71–84.
- 2016「ドイツにおける市民的統合と移民組織——ムスリム移民の活動の変容」『三田社会学』21, pp.3–17.
- 2019「リベラルな価値に基づく難民保護のパラドックス——ドイツの『歓迎文化』が内包する排除の論理」宮島喬・佐藤成基(編)『包摂・共生の政治か、排除の政治か——移民・難民と向き合うヨーロッパ』明石書店, pp.37–57.
- 内藤正典 1996『アッラーのヨーロッパ——移民とイスラム復興』東京大学出版会.
- 永吉希久子 2020『移民と日本社会——データで読み解く実態と将来像』中央公論新社.
- 錦田愛子 2020「移民／難民と向き合う社会をめざして」錦田愛子(編)『政治主体としての移民／難民——人の移動が織り成す社会とシティズンシップ』明石書店, pp.11–27.
- 挽地康彦 2015「スウェーデンにおける移民統合のパラドクス」『和光大学現代人間学部紀要』8, pp.150–177.
- 日野原由未 2019『帝国の遺産としてのイギリス福祉国家と移民——脱国民国家化と新しい紐帯』ミネルヴァ書房.
- 堀井里子 2017「『国境のないヨーロッパ』という幻想——EU共通移民政策の展開」小井土彰宏(編)『移民受入の国際社会学——選別メカニズムの比較分析』名古屋大学出版会, pp.96–118.
- 水島治郎 2006「福祉国家と移民——再定義されるシティズンシップ」宮本太郎(編)『比較政治叢書2) 比較福祉政治——制度転換のアクターと戦略』早稲田大学出版部, pp.206–226.
- 宮島喬 2004『ヨーロッパ市民の誕生——開かれたシティズンシップへ』岩波書店.
- 宮島喬・佐藤成基 2019「『移民・難民問題』とヨーロッパの現在」宮島喬・佐藤成基(編)『包摂・共生の政治か、排除の政治か——移民・難民と向き合うヨーロッパ』明石書店, pp.13–35.
- 渡辺博明 2013「スウェーデン——社会民主主義型福祉国家の発展と変容」鎮目真人・近藤正基(編)『比較福祉国家——理論・計量・各国事例』ミネルヴァ書房, pp.204–223.
- 渡邊芳樹 2015「北欧市民と国際社会」岡澤憲英(編)『北欧学のフロンティア——その成果と可能性』ミネルヴァ書房, pp.157–175.
- OECD・EU 編 2020『図表でみる移民統合——OECD／EU インディケーター(2018年版)』(鄭康烈・

大西公恵・布川あゆみ・大野恵理・木下江美・立花有希訳) 明石書店。

<外国語文献>

- BAMF. 2015. *Das Bundesamt in Zahlen 2014: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- . 2016. *Das Bundesamt in Zahlen 2015: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- . 2017. *Das Bundesamt in Zahlen 2016: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- . 2018. *Das Bundesamt in Zahlen 2017: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- . 2019. *Das Bundesamt in Zahlen 2018: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- . 2020. *Das Bundesamt in Zahlen 2019: Asyl*. Nürnberg: BAMF.
- Bakker, Linda, Sin Yi Cheung and Jenny Phillimore. 2016. “The Asylum-Integration Paradox: Comparing Asylum Support System and Refugee Integration in the Netherlands and the UK,” *International Migration* 54(4), pp. 118–132.
- Betts, Alexander, Andonis Marden, Raphael Bradenbrink and Jonas Kaufmann. 2020. *Building Refugee Economics: an Evaluation of the IKEA Foundation's Programmes in Dollo Ado*. Oxford: Refugee Study Center, ODID, Oxford University.
- Böcker, Anita and Tetty Havinga. 1998. “Asylum Applications in the European Union: Patterns and Trends and the Effects of Policy Measures,” *Journal of Refugee Studies* 11(3), pp. 245–266.
- Boräng, Frida. 2018. *National Institutions-International Migration: Labour Markets, Welfare States and Immigration Policy*. London: Rowan & Littlefield International, Ltd.
- Borevi, Karin. 2014. “Multiculturalism and Welfare State Integration: Swedish Model Path Dependency,” *Identities: Global Studies in Culture and Power* 21(6), pp. 708–723.
- Carol, Sarah and Ruud Koopmans. 2013. “Dynamics of Contestation over Islamic Religious Rights in Western Europe,” *Ethnicities* 13(2), pp. 165–190.
- Diab, Jasmin Lilian. 2017. *International Migration and Refugee Law: Does Germany's Migration Policy Toward Syrian Refugees Comply?*. Hamburg: Anchor Academic Publishing.
- Eghdamian, Khatereh. 2016. “Religious Identity and Experiences of Displacement: An Examination into the Discursive Representations of Syrian Refugees and Their Effects on Religious Minorities Living in Jordan,” *Journal of Refugee Studies* 30(3), pp. 447–467.
- Eid, Paul. 2007. *Being Arab: Ethnic and Religious Identity Building Among Second Generation Youth in Montreal*. Montreal: McGill-Queen's University Press.
- Embiricos, Alexandra. 2019. “From Refugee to Entrepreneur? Challenges to Refugee Self-reliance in Berlin, Germany,” *Journal of Refugee Studies* 33(1), pp. 245–267.
- Freudenburg, Julia. 2019. ““FlüchtlingMagazin” (Refugee Magazine): A Syrian Social Business in Hamburg, Germany,” in Sibylle Heilbrunn, Jörg Freiling and Aki Harima (eds.), *Refugee Entrepreneurship: A Case-based Topography*, Cham: Palgrave Macmillan, pp. 83–100.
- Hackett, Sarah. 2016. *Foreigners, Minorities and Integration: The Muslim Immigrant Experience in Britain and Germany*. Manchester: Manchester University Press.
- Harding, Tobias. 2013. “Faith-Based Organizations and the Secular State: The Establishment of a Muslim Study Association in Sweden,” *Journal of Muslim Minority Affairs* 33(3), pp. 341–355.
- Heilbrunn, Sibylle, Jörg Freiling and Aki Harima (eds.). 2019. *Refugee Entrepreneurship: A Case-*

- based Topography*. Cham: Palgrave Macmillan.
- Koopmans, Ruud. 2010. "Trade-Offs between Equality and Difference: Immigrant Integration, Multiculturalism and the Welfare State in Cross-National Perspective," *Journal of Ethnic and Migration Studies* 36(1), pp. 1–26.
- . 2013. "Multiculturalism and Immigration: A Contested Field in Cross-National Comparison," *Annual Review of Sociology* 39, pp. 147–169.
- Miller, Sarah Deardorff. 2017. *Political and Humanitarian Responses to Syrian Displacement*. Oxon and New York: Routledge.
- Nawyn, Stephanie J. 2006. "Faith, Ethnicity, and Culture in Refugee Resettlement," *American Behavioral Scientist* 49(11), pp. 1509–1527.
- Ostrand, Nicole. 2015. "The Syrian Refugee Crisis; A Comparison of Responses by Germany, Sweden, the United Kingdom, and the United States," *Journal of Migration and Human Security* 3(3), pp. 255–279.
- Sainsbury, Diane. 2006. "Immigrants' Social Rights in Comparative Perspective: Welfare Regimes, Forms of Immigration and Immigration Policy Regimes," *Journal of European Social Policy* 16 (3), pp. 229–244.
- . 2012. *Welfare States and Immigrant Rights: The Politics of Inclusion and Exclusion*. Oxford: Oxford University Press.
- Shami, Seteney. 1996. "Transnationalism and Refugee Studies: Rethinking Forced Migration and Identity in the Middle East," *Journal of Refugee Studies* 9(1), pp. 3–24.
- Valenta, Marko and Nihad Bunar. 2010. "State Assisted Integration: Refugee Integration Policies in Scandinavian Welfare States: the Swedish and Norwegian Experience," *Journal of Refugee Studies* 23(4), pp. 463–483.
- Van der Waal, Jeroen, Willem De Koster and Wim Van Oorschot. 2013. "Three Worlds of Welfare Chauvinism? How Welfare Regimes Affect Support for Distributing Welfare to Immigrants in Europe," *Journal of Comparative Policy Analysis* 15(2), pp. 164–181.

<新聞>

- The Local*. 2016 (Apr. 29). "Sesame Street Helps Syrian Mum Transform Arabic Language Learning in Sweden."
- Zeit Online*. 2016 (Jan. 20). "Flüchtlinge bringe mehr Wirtschaftswachstum."

<オンライン文献>

- Bech, Emily Cochran, Karin Borevia and Per Mouritsen. 2017. "A 'Civic Turn' in Scandinavian Family Migration Policies?: Comparing Denmark, Norway and Sweden," *Comparative Migration Studies* 5. (<<https://link.springer.com/article/10.1186/s40878-016-0046-7>> よりダウンロード).
- Crul, Maurice, Frans Lelie, Özge Biner, Nihad Bunar, Elif Keskiner, Ifigenia Kokkali, Jens Schneider and Maha Shuayb. 2019. "How the Different Policies and School Systems Affect the Inclusion of Syrian Refugee Children in Sweden, Germany, Greece, Lebanon and Turkey," *Comparative*

- Migration Studies* 7(10). (<<https://link.springer.com/article/10.1186/s40878-018-0110-6>> よりダウンロード).
- Flüchtlingsrat Berlin e.V. <<https://www.fluechtlingsrat-berlin.de>> (最終閲覧日 2020年4月6日).
- Goda Grannar. <<http://www.goda-grannar.se/>> (最終閲覧日 2020年6月15日).
- Islamiska Förbundet: Stockholms Moské. <<https://www.stockholmsmoske.se/>> (最終閲覧日 2020年6月23日).
- Larsson, Göran. 2018a. “Sweden (Vol 5, 2012)” in Oliver Scharbrodt, Samim Akgönül, Ahmet Alibašić, Jørgen Nielsen, and Egdūnas Račius (eds.), *Yearbook of Muslims in Europe Online*, Brill. <http://dx.doi.org/10.1163/2588-9737_YMEO_COM_052012SWE> (最終閲覧日 2020年5月20日).
- . 2018b. “Sweden (Vol 6, 2013)” in Oliver Scharbrodt, Samim Akgönül, Ahmet Alibašić, Jørgen Nielsen, and Egdūnas Račius (eds.), *Yearbook of Muslims in Europe Online*, Brill. <http://dx.doi.org/10.1163/2588-9737_YMEO_COM_062013SWE> (最終閲覧日 2020年5月2日).
- . 2018c. “Sweden (Vol 7, 2014)” in Oliver Scharbrodt, Samim Akgönül, Ahmet Alibašić, Jørgen Nielsen, and Egdūnas Račius (eds.), *Yearbook of Muslims in Europe Online*, Brill. <http://dx.doi.org/10.1163/2588-9737_YMEO_COM_072014SWE> (最終閲覧日 2020年5月2日).
- . 2018d. “Sweden (Vol 9, 2016)” in Oliver Scharbrodt, Samim Akgönül, Ahmet Alibašić, Jørgen Nielsen, and Egdūnas Račius (eds.), *Yearbook of Muslims in Europe Online*, Brill. <http://dx.doi.org/10.1163/2588-9737_YMEO_COM-092016SWE> (最終閲覧日 2020年5月2日).
- Migrationsverket. <<https://www.migrationsverket.se>> (最終閲覧日 2020年8月26日).
- Multaka: Treffpunkt Museum. “Project - Multaka” <<https://multaka.de/en/project-2/>> (最終閲覧日 2020年6月23日).
- Rohe, Mathias. 2018. “Germany (Vol 8, 2015)” in Oliver Scharbrodt, Samim Akgönül, Ahmet Alibašić, Jørgen S. Nielsen, and Egdūnas Račius (eds.), *Yearbook of Muslims in Europe Online*, Brill. <http://dx.doi.org/10.1163/2588-9737_YMEO_COM_082015DEU> (最終閲覧日 2020年5月2日).
- Sabella, Elke Weesjes. 2016. “Timeline Refugee Crisis: From May 2011 - February 2016,” <<https://hazards.colorado.edu/article/timeline-refugee-crisis-from-may-2011-february-2016>> (最終閲覧日 2020年10月19日).
- UNHCR. “Fact Sheet: Timeline and Figures,” <<https://www.unhcr.org/5245a72e6.html>> (最終閲覧日 2020年10月19日).
- . *Operational Portal: Refugee Situations*. <<https://data2.unhcr.org/en/situations>> (最終閲覧日 2020年12月20日).